

eLTAXにより給与支払報告書を提出される方へ

○給与支払報告書の提出(データ送信)について

- ・ 提出期限は令和7年1月31日(金)ですが、事務処理の都合上、**令和7年1月20日(月)まで**に御提出くださいますよう御協力をお願いします。
- ・ 総社市の指定番号(7桁の番号)をお持ちの場合は給与支払報告書(総括表と個人別明細書)の指定番号欄に「指定番号(7桁)」を入力してください。
- ・ eLTAXにおいて利用者IDを複数取得している場合は、誤りを防ぐため一つのIDに統一してください。
- ・ 他の支払者がある場合は、摘要欄に入力するのではなく、他の支払者の各項目(住所、氏名、支払金額、社会保険料)に入力してください。また、「青色専従者」「租税条約免除」についても該当があれば摘要欄に入力するのではなく、各項目に「1」を入力してください。

○特別徴収できない方の提出方法

特別徴収できない方の給与支払報告書を提出する場合、右図のとおり住民税徴収方法を「普通徴収」で登録し、摘要欄に、下表「普通徴収切替理由」にある記号(A~G)又は略語を入力してください。

なお、休職者や退職予定者は記号「F」を記入してください。

普通徴収切替理由

記号	略語(例)	普通徴収理由
A	2名以下	給与受給者総人員(下記B~G 該当者を除いた合計)が2名以下の事業所
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)
E	専従者	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方

○すでに提出した給与支払報告書に訂正や追加が生じた場合

提出区分を必ず「訂正」又は「追加」にして、訂正又は追加の生じた給与支払報告書のみ提出してください。

○給与支払報告書への定額減税に関する記載事項について

令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されています。給与支払報告書を提出する際、次の点に御注意くださいますようお願いいたします。

【年末調整をした給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を摘要欄に次のように記載してください。

内容	記載方法
① 実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
② 年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
③ 合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

【年末調整をしない給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

【記載例】 <年末調整を行った一般的な場合>

① 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、② 控除外額0円

【記載例】 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

① 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、② 控除外額0円、③ 非控除対象配偶者減税有

詳しくは、「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(国税庁ホームページに掲載)をご確認ください。

<問い合わせ先>

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市役所総務部税務課市民税係

TEL:(0866)92-8234 E-mail:zeimu@city.soja.okayama.jp

開庁時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日は閉庁)

総社市ホームページ:<https://www.city.soja.okayama.jp/>

トップ ▶ くらし・防災・環境 ▶ 税金 ▶ 個人市民税 ▶ 給与支払報告書の提出